

6960

8960

第四五第

決裁部

房官

丁

大正十年

第

二

日

覽

長

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

月

年

日

一、本申請ノ人夏ハ全部臺灣人ナリ
 二、同司令部ノ内地人定期職工ハ六月九月附
 軍屬ト為ス件認可セム
 三、臺灣人ニ陸軍傭人トナリ軍屬タルモノナラス
 四、同一司令部ニ居ル同一ノ業務ニ従事スルニ付
 臺灣人ト雖内地人同科軍屬ト為スコトハ差
 支ナキ意見ナリ

8960

四 五

二月廿七日

0260

申
請
、
通
指
令
案

九月二日

十八

五九三

工政彙編卷之四
大正十年八月十五日

吳曉

職工之軍屬_ト致度件申請

要ト浪々ニ陸ヲ去ルノ
浪々者ノ之ヲ陸々ニ陸

海湖島要塞司令官山田軍太郎

梨半造殿

機秘密保護及火藥類等取扱上必要ニ
付陸軍職工規則第七條ニ據リ別紙定
期職工ニ陸軍軍屬ヲ命シ度候間認
可相成度候也

0972

T260

陸軍大臣山梨半造殿

陸軍大臣

五九三

十八月八年

定期職工ヲ軍屬ト致度件申請

大正十年八月三日

海軍島要案司令官山田重太郎

陸軍大臣山梨半造殿

機秘密保護及火藥類等取扱上必要ニ
付陸軍職工規則第七條ニ據リ別紙定
期職工ニ陸軍軍屬ヲ命シ度候間認
可相成度候也

0972

1260

別紙

定期職工人名表

職別

兵器手工

兵器手工

弾薬手工

弾薬手工

氏陳胡王高

以上

名鏡美扶唱名